

# MHAM物価連動国債ファンド

## 愛称:未来予想

投信協会コード:08311046  
2011年12月30日現在

追加型投信 / 国内 / 債券

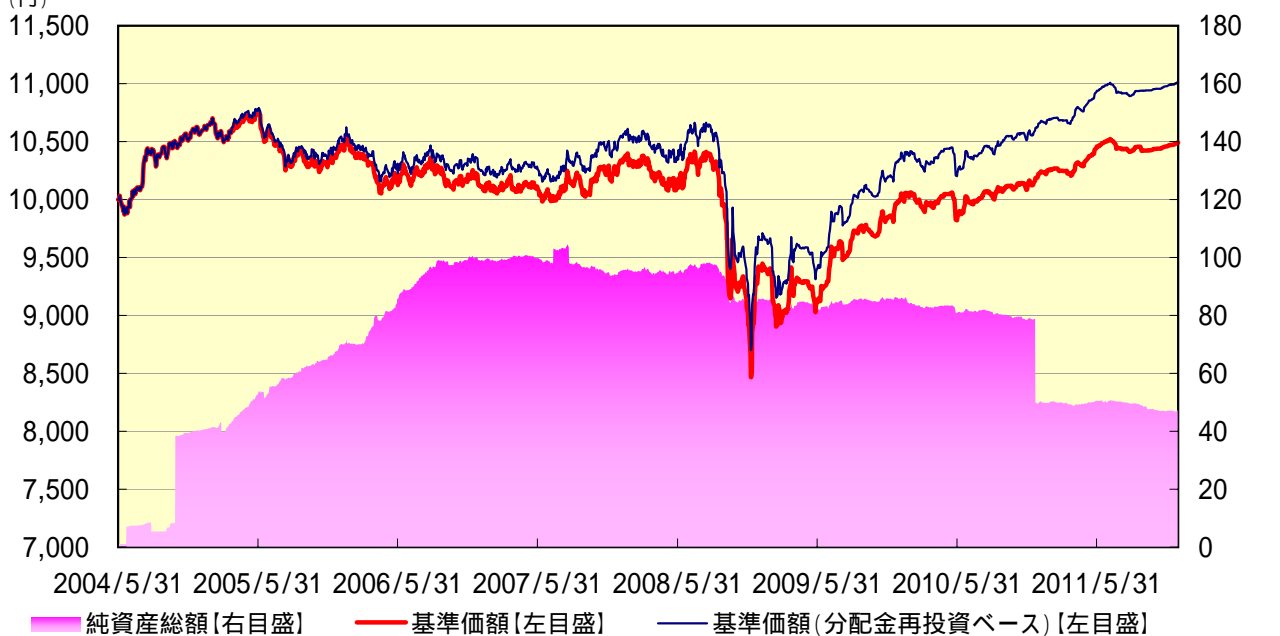
### 運用状況

設定日	2004年6月1日	信託期間	無期限	決算日	3月、9月の25日
当初設定元本	102百万円	信託報酬率	年率0.42% (税抜0.40%)		

基準日	2011年12月30日	前月末比	基準価額は、10,000口当たりです。		
基準価額	10,491円	+33円	設定来高値	10,754円	2005年6月3日
純資産総額	4,728百万円	+19百万円	設定来安値	8,467円	2008年12月10日

### 運用実績 - ファンドの基準価額と純資産総額の推移 -

(期間:2004年5月31日 ~ 2011年12月30日) ベンチマーク:なし



- ・基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。
- ・基準価額(分配金再投資ベース)は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものととして算出した収益率に基づきます。
- ・基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、設定日前営業日(2004年5月31日)における値を10,000円として指数化しております。

### 期間別騰落率(分配金再投資ベース)

	ファンド
1ヵ月	0.32%
3ヵ月	0.65%
6ヵ月	0.13%
1年	3.34%
3年	14.07%
5年	7.27%
10年	
設定来	10.12%

ファンドの騰落率は、基準価額(分配金再投資ベース)より算出しており、実際の投資家利回りとは異なります。

### 分配等実績 (分配金は10,000口当たり、税引前)

決算期	日付	分配金	決算期	日付	分配金
第1期	2005/03/25	35円	第13期	2011/03/25	35円
第2期	2005/09/26	35円	第14期	2011/09/26	35円
第3期	2006/03/27	35円			
第4期	2006/09/25	35円			
第5期	2007/03/26	35円			
第6期	2007/09/25	35円			
第7期	2008/03/25	35円			
第8期	2008/09/25	35円			
第9期	2009/03/25	35円			
第10期	2009/09/25	35円			
第11期	2010/03/25	35円			
第12期	2010/09/27	35円			
設定来分配金累計額					490円

設定来高値および設定来安値にて、各々、同一の基準価額が複数存在する場合、直近の日付を表示しています。  
運用実績および分配実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。  
当資料の作成において、投資信託説明書(交付目論見書)に記載する運用実績とは作成基準が異なる場合があります。  
そのため、両者の表記内容が一致しないことがあります。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

### 資産組入状況

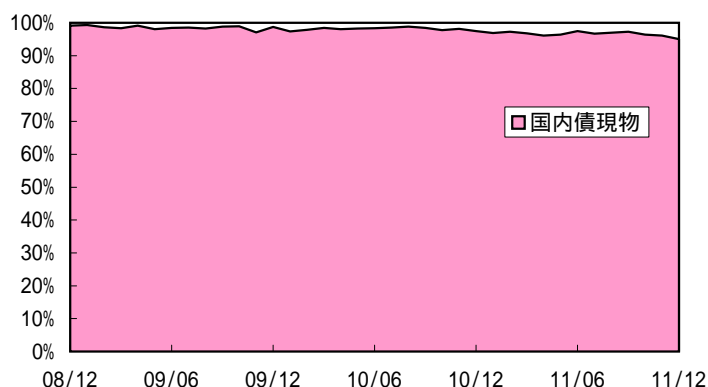
#### ポートフォリオの状況

国内債現物	95.1%
国内債先物	0.0%
その他資産	4.9%

その他資産は、100%から国内債現物・国内債先物の組入比率の合計を差し引いたものです。

国内債現物組入銘柄数	7銘柄
公社債の平均残存期間	5.09年

#### 組入資産の推移 (月次ベース)



(年/月)

#### 組入上位5銘柄の組入比率

順位	銘柄名	利率	償還日	比率
1	第16回利付国債(物価連動・10年)	1.400%	2018/06/10	40.3%
2	第12回利付国債(物価連動・10年)	1.200%	2017/06/10	25.9%
3	第1回利付国債(物価連動・10年)	1.200%	2014/03/10	6.8%
4	第4回利付国債(物価連動・10年)	0.500%	2015/06/10	6.3%
5	第2回利付国債(物価連動・10年)	1.100%	2014/06/10	6.1%

#### 公社債の残存期間別組入比率

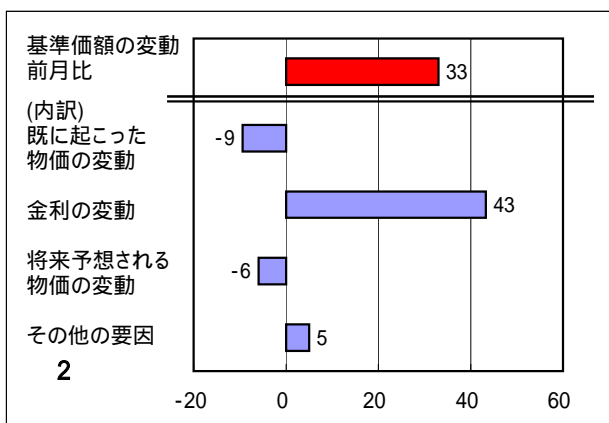
残存年数	比率
1年未満	0.0%
1年以上3年未満	18.0%
3年以上7年未満	77.1%
7年以上10年未満	0.0%
10年以上	0.0%

表およびグラフの組入比率は、純資産総額に対する比率を表示しています。

### 基準価額の変動の要因分解 1

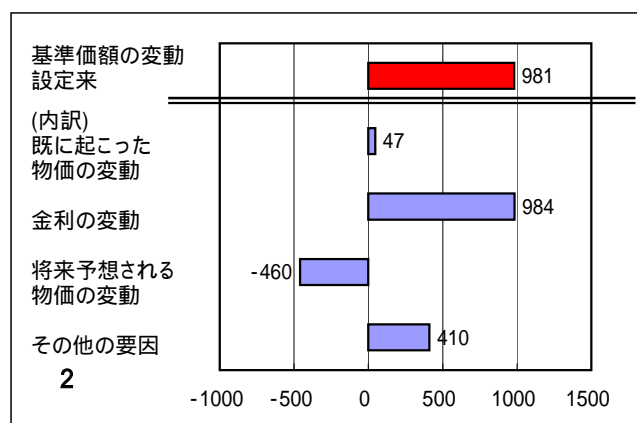
#### (1) 前月比

単位: 円



#### (2) 設定来累積

単位: 円



(注) 基準価額の変動の要因分解は、当ファンドが保有する物価連動国債について、各物価連動国債の連動係数、各物価連動国債と、物価連動国債とほぼ同残存期間の10年利付国債との複利回り格差の変化、各物価連動国債とほぼ同残存期間の10年利付国債の利回り変化、等を参考にして、みずほ投信投資顧問が要因の分解を行い作成したものです。

- 1 基準価額(税引前の分配金含む)の変動の要因  
= 「既に起こった物価の変動」 + 「金利の変動」 + 「将来予測される物価の変動」 + 「その他の要因」
- 2 その他の要因 = 「クーポン要因」 + 「信託報酬」 など

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

運用コメント

投資環境

第16回物価連動国債利回りは、12月末現在で0.7%台後半と11月末比低下しました。

第16回物価連動国債とほぼ同じ残存期間の10年長期国債(第293回債)との複利利回り格差(物価連動国債が償還までにどれだけの物価上昇(年率)を織込んでいるかを示す値=ブレイクイーブンインフレ率)は、月初マイナス0.2%台後半で始まり、中旬にかけてマイナス0.3%台半ばまでマイナス幅が拡大しましたが、下旬以降はやや戻し、月末はマイナス0.2%台後半となりました。

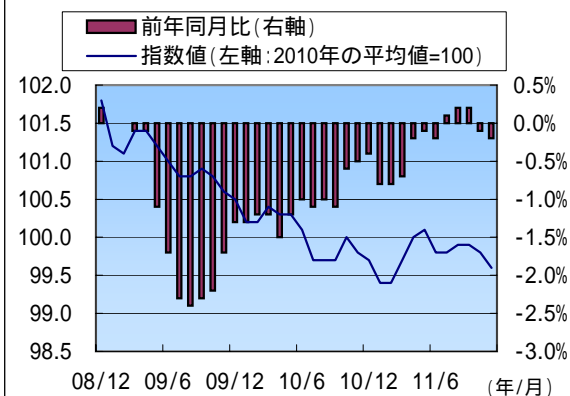
また、全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数。以下コアCPIという。)から算出する物価連動国債の12月末の連動係数(連動係数についての詳細は運用報告書をご参照ください。)は、11月末比0.1%程度低下しました。

	当月末	1ヵ月前
日本国債10年	0.980%	1.065%
第16回物価連動国債(10年)	0.778%	0.869%

	2011年11月	2011年10月
全国消費者物価指数( )	99.6	99.8
同前年同月比	-0.2%	-0.1%

全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の3年の推移



上記グラフは、総務省公表の指数値をもとに、みずほ投信投資顧問が作成したものです。前年同月比は指数値をもとに算出しています。

運用概況

物価連動国債の実質組入比率は高位を維持しました。また、実質組入れている物価連動国債の平均残存期間は5.09年としております。

かかる運用の結果、物価連動国債の連動係数が低下したことや、ブレイクイーブンインフレ率のマイナス幅が小幅拡大したことがマイナスに影響したものの、物価連動国債とほぼ同じ残存期間の10年長期債利回りが低下したこと等がプラスに寄与したことから、当ファンドの12月末の基準価額は10,491円と前月末比33円上昇しました。

今後の運用方針

物価連動国債が参照する物価指数であるコアCPIの12月下旬に発表された2011年11月分の前年比はマイナス0.2%となり、今後も暫くマイナス圏で推移する可能性があります。しかし、野田首相は消費税率引き上げについて、2014年4月に8%、2015年10月に10%と段階的に引き上げる方針であり、実際に実施されれば、コアCPIにプラスの影響があると考えているため、今後もこの動向を注視して参ります。

物価連動国債市場の需給面では、財務省による物価連動国債の買入消却の継続や、2012年度の物価連動国債発行再開に向けた動きにも注視して参ります。

引続きブレイクイーブンインフレ率の動向を注視すると共に、需給動向及びコアCPIの変化に備えたポートフォリオを維持していく方針です。

お知らせ

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

## ファンドの特色

MHAM物価連動国債ファンドは、わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

- わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。  
長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。  
物価の上昇から“ファンドの実質的な資産価値”を守ることを目指します。  
当ファンドでは、個人や一般の企業(事業法人など)が、直接購入することができない『物価連動国債』を、ファンドに組み入れることで、投資者の皆さまに“物価連動国債への投資機会”を提供します。
- 物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。  
物価連動国債は平成20年を最後に新規発行が中断されています(平成23年9月30日現在)。今後の物価連動国債の新規発行計画次第では、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。  
「MHAM物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。
- 年2回の決算時(原則として3月25日および9月25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として、利子収入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。  
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。  
収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。  
**将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。**

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、わが国の公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、当ファンドは預貯金とは異なります。**

<b>物価変動リスク</b>	物価の下落は、物価連動国債の元金額や利払額を減少させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の元金額や利払額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3ヵ月前の全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の元金額や利払額に反映されるのは、約3ヵ月後となります。
<b>金利変動リスク</b>	一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
<b>流動性リスク</b>	当ファンドが投資する物価連動国債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

## その他の留意点

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

**後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。**

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換金単位	1万口単位または1口単位 換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	購入申込者の購入申込金額および購入申込総額・換金請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（平成16年6月1日設定）
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年3月25日および9月25日 （休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に「運用報告書」を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 基準日現在の手数料率の <b>上限は1.05%（税抜1%）</b> です。
信託財産留保額	換金請求受付日の基準価額に対して、 <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の純資産総額に対し <b>年0.63%（税抜0.6%）以内の率</b> を乗じて得た額とします。 運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
--------------	--

運用管理費用（信託報酬）の率（以下「信託報酬率」といいます。）は、当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前5営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利（加重平均値）の平均値の水準に応じて以下の通りとします。

無担保コール翌日物金利（加重平均値）の平均値	信託報酬率（年率）
0.5%未満の場合	0.420% （税抜0.4%）
0.5%以上 1%未満の場合	0.525% （税抜0.5%）
1%以上の場合	0.630% （税抜0.6%）

その他の費用・手数料	以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。 信託財産に関する租税 / 監査費用 / 信託事務の処理に要する諸費用 / 外国における資産の保管等に要する費用 / 資金の借入れを行った際の当該借入金の利息 / 組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等 その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。
------------	--

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### <税金>

個人の投資者（受益者）の場合、普通分配金および換金時・償還時の差益に対して課税されます。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

後述の「本資料の注意事項」を必ずお読みください。

